

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第326号）

〔 PTA関連経費支出根拠文書不存在非公開決定審査請求事案 〕

（答申日：令和2年12月1日）

第一 審査会の結論

実施機関（大阪府教育委員会）の判断は妥当である。

第二 審査請求に至る経過

- 1 令和元年7月18日、審査請求人は、大阪府教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（行政文書公開請求の内容）

（1）～（2） （略）

（3） P T Aに関する電話代や郵券代等を、公費で支出できる根拠がわかる文書。

- 2 令和元年7月30日、実施機関は、同日付け教施財第2632号において、条例第13条第2項の規定により、本件請求のうち、1（3）に関する部分について、不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

（公開請求にかかる行政文書を管理していない理由）

本件請求に係る行政文書を取得又は作成しておらず、管理していないため

- 3 令和元年8月5日付けで、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第三 審査請求の趣旨

本件決定の取消しを求める。当該文書の公開を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

- 1 審査請求書における主張

P T Aとは各学校で組織された、保護者と教職員による社会教育関係団体のことである。任意加入の団体であり、結成や加入を義務付ける法的根拠は無く、全ての児童生徒のためのボランティア活動であり、公的団体ではなく、私的団体である。しかしながら、これまで大阪府では公私混同が継続的に行われ、P T Aに関連する支出行為が平然と行われている疑念がある。一般的に

は私的団体であるPTAに対して公費を支出することは不適切な会計処理であると考えられるが、大阪府ではこれまでPTAに関する支出について公費で支出してきているため、当然その根拠が存在するはずである。

2 反論書における主張

弁明書において、「PTAとの連絡調整などの渉外に関する業務は校務として位置づけられる」とあるが、PTA会費は保護者だけでなく教職員からも徴収されており、PTA活動が校務であればそもそも教職員が支払う会費も公費から支出できる性質のものである。しかしながらそういった運用は行われておらず、私費で運用されており、当該弁明は詭弁である。

したがって、大阪府が所持しているであろう本件請求文書が存在することは明白であり、存在しないのであれば当該支出行為が公私混同の不適切な支出であることとなる。よって不服とする。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は概ね次の通りである。

1 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

2 弁明の理由

学校教育法第5条において、「学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する。」とされている。

PTAとの連絡調整などの渉外に関する業務は校務と位置付けられるため、当該業務に要する経費については、学校教育法第5条を根拠として公費での支出が可能である。

したがって、本件請求の「PTAに関する電話代や郵券代等を、公費で支出できる根拠が分かる文書」に該当する行政文書は取得又は作成しておらず、管理していない。

3 結論

以上のとおり、本件決定は、条例の規定に基づき適正に行われたものであり、何ら違法な点又不当な点は無く、適法かつ妥当なものである。

第六 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉

の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念のもとにあっても、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害することのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第2条第1項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

2 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

実施機関は、本件請求で公開を求めている文書はPTAに対する経費のうち、校務として位置づけられた経費を支出する際の根拠文書であると判断したとのことである。

当審査会としても、審査請求人がPTAに関する経費を公費で支出している根拠文書を請求している以上、実施機関の判断に異論はない。

また、実施機関の主張によると、公費で負担するPTAに関する経費、いわゆる校務として位置付けられた経費を公費で支出する根拠は学校教育法第5条であり、法令は行政文書には当たらず、情報公開請求の対象とならないことから、審査請求人が求める文書は存在しないとのことである。

これらの実施機関の主張に不自然な点はなく、本件決定は妥当である。

3 結論

以上のとおりであるから、本件審査請求は、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

高橋 明男、中井 洋恵、池田 晴奈、井上 理砂子、丸山 敦裕